

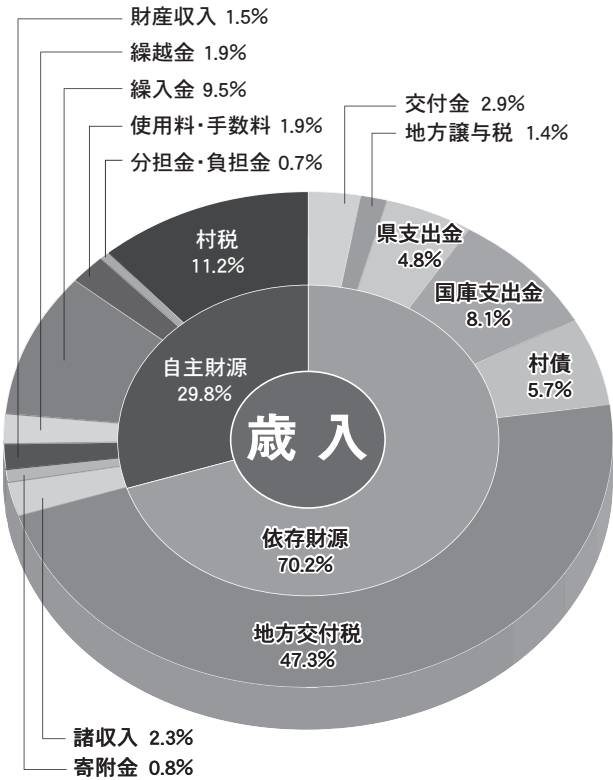
令和3年度 村の予算概要 と 補助制度の概要

目 次

▽一般会計予算の概要	2
▽各会計の予算	4
▽阿智村の令和3年度一般会計予算における 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について	4
▽令和3年度版 補助制度の概要	5

阿 智 村

2021.4



○一般会計歳入 (単位:千円、%)

款		本年度予算額	増減額	増減率
自主財源	村税	591,735	△ 132,219	△ 18.3
	分担金・負担金	37,966	4,099	12.1
	使用料・手数料	99,189	△ 25,582	△ 20.5
	繰入金	502,809	△ 91,509	△ 15.4
	繰越金	100,000	0	0.0
	財産収入	78,640	△ 8,489	△ 9.7
	寄附金	43,101	△ 4,000	△ 8.5
	諸収入	120,235	9,010	8.1
計		1,573,675	△ 248,690	△ 13.6
依存財源	地方交付税	2,500,000	153,000	6.5
	村債	303,100	△ 281,000	△ 48.1
	国庫支出金	428,429	△ 283,577	△ 39.8
	県支出金	252,796	4,367	1.8
	地方譲与税	71,600	0	0.0
	交付金	155,400	10,900	7.5
	計	3,711,325	△ 396,310	△ 9.6
合 計		5,285,000	△ 645,000	△ 10.9

村税 (単位:千円、%)

税 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
個人住民税	186,269	214,710	△ 28,441	△ 13.2
法人住民税	33,714	35,694	△ 1,980	△ 5.5
固定資産税	295,557	374,950	△ 79,393	△ 21.2
軽自動車税	26,090	26,105	△ 15	△ 0.1
たばこ税	29,904	32,275	△ 2,371	△ 7.3
入湯税	20,201	40,220	△ 20,019	△ 49.8
計	591,735	723,954	△ 132,219	△ 18.3

■歳入

○村税

個人住民税、法人住民税、固定資産税、入湯税は新型コロナウイルスの影響により大幅な減額が予想されます。たばこ税は毎年販売本数が減少しており令和3年度も減額が予想されます。軽自動車税は前年とほぼ同額と予想され、村税総額では132,219千円の減額と見込みました。

○地方交付税

地域社会のデジタル化推進費の新設、保育無償化等により153,000千円の増額と見込みました。

○国庫支出金

昨年度に比べ283,577千円の減額となっています。

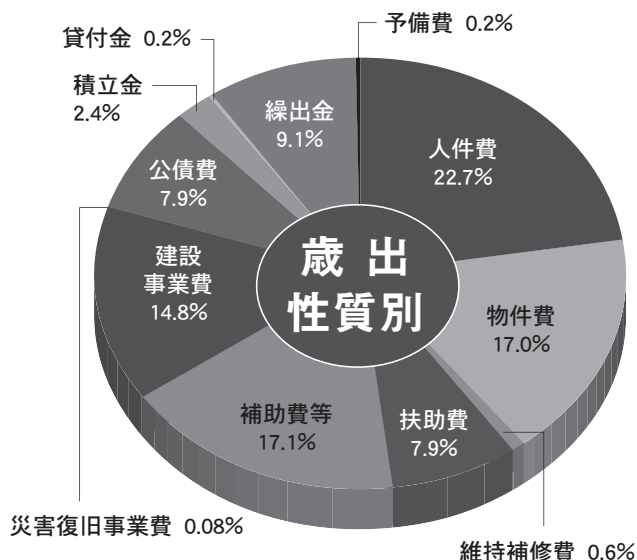
新型コロナウイルス感染症対策事業で117,888千円増ですが、道路・橋梁・下水道事業で114,152千円減、地方創生事業27,850千円減、また、昨年度の二酸化炭素排出抑制対策事業238,843千円の皆減が要因となっています。

○繰入金

財政調整基金352,000千円、公共施設整備基金71,000千円等を見込み、91,509千円の減額となりました。

○村債

前年度に比べ281,000千円の減額となっています。過疎対策事業債81,000千円、公共施設等適正管理推進事業債72,000千円、辺地対策事業債50,100千円、防災対策事業債31,000千円、緊急防災・減災事業債9,000千円、臨時財政対策等を計上しています。

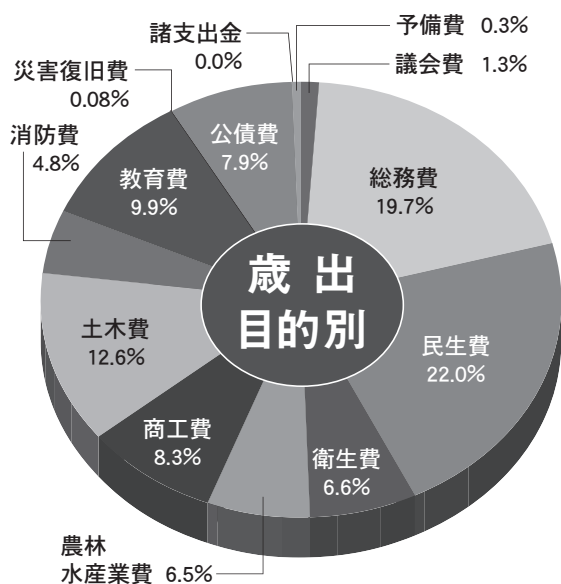


○一般会計歳出（性質別）（単位：千円、％）

款	本年度予算額	増減額	増減率
人件費	1,197,717	16,527	1.4
物件費	899,101	28,001	3.2
維持補修費	33,778	△ 5,861	△ 14.8
扶助費	417,083	6,578	1.6
補助費等	903,734	△ 111,096	△ 10.9
建設事業費	784,366	△ 570,004	△ 42.1
災害復旧事業費	4,400	0	0.0
公債費	418,759	28,097	7.2
積立金	126,401	△ 10,737	△ 7.8
貸付金	7,500	0	0.0
繰出金	482,161	△ 26,505	△ 5.2
予備費	10,000	0	0.0
合計	5,285,000	△ 645,000	△ 10.9

○一般会計歳出（目的別）（単位：千円、％）

款	本年度予算額	増減額	増減率
議会費	69,642	△ 477	△ 0.7
総務費	1,040,719	△ 376,691	△ 26.6
民生費	1,161,011	28,665	2.5
衛生費	350,766	△ 147,805	△ 29.6
農林水産業費	341,091	30,092	9.7
商工費	440,651	△ 11,158	△ 2.5
土木費	666,526	△ 79,413	△ 10.6
消防費	256,060	△ 40,379	△ 13.6
教育費	525,374	△ 75,931	△ 12.6
災害復旧費	4,400	0	0.0
公債費	418,759	28,097	7.2
諸支出金	1	0	0.0
予備費	10,000	0	0.0
合計	5,285,000	△ 645,000	△ 10.9



歳出

○人件費

職員の採用、昇給等により増額となっています。

○物件費

前年度より28,001千円の増額となっています。主な要因は新型コロナ緊急経済対策事業関係委託料47,225千円、防災無線操作卓更新委託料33,292千円の増額。昨年度のスタービレッジ事業委託料55,500千円の皆減などです。

○建設事業費

前年度より570,004千円の減額となっています。

昨年度の二酸化炭素排出抑制対策事業326,410千円、非常用発電整備事業61,600千円、定住住宅建設事業40,843千円が皆減。道路・橋梁建設事業が92,110千円減、学校施設整備事業50,500千円減などが要因です。

○補助費等

くりーんひる西部のし尿処理施設改修負担金152,245千円の減額が要因となっています。

○繰出金

国民健康保険事業、下水道事業への繰出金減により26,505千円の減額となっています。

各会計の予算規模など

単位（千円）

会 計 区 分		令和3年度予算額	令和2年度予算額	増減額	増減率（％）
一 般 会 計		5,285,000	5,930,000	△ 645,000	△ 10.9
特 別 会 計	国民健康保険事業	496,000	655,300	△ 159,300	△ 24.3
	国民健康保険直診	47,600	57,400	△ 9,800	△ 17.1
	下 水 道 事 業	283,500	307,000	△ 23,500	△ 7.7
	農 業 集 落 排 水	74,500	68,500	6,000	8.8
	介 護 保 険	832,600	859,000	△ 26,400	△ 3.1
	後期高齢者医療	78,700	78,000	700	0.9
水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 入	211,293	212,448	△ 1,155	△ 0.5
	収 益 的 支 出	208,501	201,981	6,520	3.2
	資 本 的 収 入	83,061	95,989	△ 12,928	△ 13.5
	資 本 的 支 出	142,727	152,132	△ 9,405	△ 6.2

阿智村の令和3年度一般会計予算における 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

平成26年4月1日より消費税率8％、令和元年度10月1日から10％へ引き上げによる、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が交付されており、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。阿智村においては社会福祉総務費及び老人福祉費に充てています。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の予算総額

76,400千円

（歳出）

地方消費税交付金を充てている社会保障施策に要する経費の合計

468,694千円

項 目	令和3年度 予算額	予算額のうち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉総務費	147,835千円	23,900千円
老 人 福 祉 費	320,859千円	52,500千円
合 計	468,694千円	76,400千円

(令和3年度版) 阿智村補助制度の概要

令和3年度に村が行う補助制度等の概要をお知らせします。各補助制度の手続き方法や詳細な内容は各担当課までお問い合わせください。

(頁)	補助制度名	(頁)	補助制度名
	(福祉)	10	・産後健康診査補助 ・授乳・育児相談助成 ・産後ケア（宿泊型）事業
7	・高齢者等交通サービス事業 ・高齢者・障がい者に優しい住宅改修事業 ・補装具の交付・修理 ・日常生活用具の支給 ・障がい者自立支援扶助金 ・児童医療費等助成事業 ・小児慢性疾患等通院交通費等助成事業	11	・児童扶養手当
		(定住)	・定住促進のための住宅新增改築等支援金 【若者定住支援金】 【集落定住支援金】 【共通】
8	・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業 ・ホームヘルパー研修受講支援事業 ・特別児童扶養手当 ・阿智村要支援者用自家発電機等購入補助 ・その他	12	・ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金 ・Ｉターン受け入れ集落支援金 ・住宅リフォーム促進補助金 ・ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金 ・阿智村賃貸住宅建設支援金
	(医療)	(環境)	・住宅等太陽光発電システム設置補助金
	・福祉医療費 ・後期高齢者医療人間ドック・脳ドック補助 ・後期高齢者医療制度 ・国民健康保険人間ドック・脳ドック補助	13	・環境に優しい住宅設備導入補助金 ・薪割機購入補助金 ・生ごみ処理機器補助金 ・廃棄物集積施設設置事業補助金 ・合併処理浄化槽設置整備事業補助金
9	・国民健康保険 ・不妊症の治療費補助	14	・浪合地区合併処理浄化槽設置整備事業補助金
	(介護)	(水道)	・阿智村水道未普及対策事業補助金
	・家庭介護者休養支援事業 ・阿智村介護扶助金等交付事業 ・家族介護支援事業（介護用品支給） ・阿智村生活支援住宅改修費補助事業 ・介護保険	(農業)	・遊休荒廃農地対策事業 ・新規就農者支援事業 ・振興作物栽培者支援事業 ・特産品産地形成振興事業 ・特産品産地形成振興事業
	(健康増進)	15	・果樹減農薬資材費補助 ・病気まん延防止に要する伐採経費 ・果樹凍霜害対策資材費補助
	・女性のがん検診料金助成事業		
10	・トリプルＡサポート事業		
	(予防接種)		
	・インフルエンザ予防接種		
	(子育て)		
	・出産祝金 ・児童手当 ・妊婦健康診査補助		

(頁)	補助制度名
15	・果樹共済掛金補助 ・新収入保険掛金補助 ・大豆・そば生産振興事業(価格補てん) ・大豆・そば生産振興事業(コンバイン) ・畜産環境整備事業 ・家畜防疫衛生支援事業 ・村単 土地改良事業 【ほ場整備事業】 【かんがい排水事業】
16	【暗渠排水事業】 【かんがい用ため池改修事業】 (林業) ・森林造成推進事業 ・松くい虫防除対策事業 ・地元施行支障木伐採等事業(松枯損木) ・造林作業路開設事業 ・竹林整備事業 (有害鳥獣) ・有害動植物防除対策事業 ・有害獣大規模防護柵設置事業
17	・有害駆除従事者資格取得等補助金 (村道・農道) ・村単 土地改良事業 農道等整備事業 ・道路用地地元補助 ・日陰地等立木補償 ・地元除雪費補助 ・地元道路等維持費補助 (雇用) ・企業人材確保補助金 (災害復旧)
18	・果樹農業経営助成事業 ・村単災害復旧事業 災害復旧自営工事 (学校教育・社会教育) ・就学援助費支給制度 ・特別支援教育就学奨励費 ・心身に障がいをする児童生徒に係る通学費補助金 ・英語検定受検料助成事業 ・入学資金貸与制度 ・新阿智村家庭学習のための通信環境整備補助金

(頁)	補助制度名
19	・阿智村文化イベント補助金 ・新阿智村文化財保護事業補助金 (防災) ・阿智村耐震診断事業 ・阿智村耐震リフォーム事業 ・がけ地防災対策工事補助 ・地元防災対策立木伐採事業
20	・新阿智村コロナウイルス検査費用助成事業 (自治会・部落) ・自治会活動支援金 ・集落維持活動支援金
21	・部落集会所等新改築事業補助金 ・地域広場設置事業補助金 (村づくり) ・ふるさと交流事業補助金 ・村づくり委員会事業支援金 (商工観光業) ・商工観光業振興利子補給金
22	・新サテライトオフィス等開設費用補助金 ・新持続化応援給付金 ・新飲食店等手洗い設備改修支援補助金 ・新雇用調整助成金等申請支援補助金 (機械使用料等)
23	・大豆スレッシャー ・大豆選別機 ・大豆・そばコンバイン ・大豆・そば乾燥機 ・樹木粉碎機 ・高温温風乾燥機 ・フリーズドライ乾燥機 ・相対流粉碎機 ・薪割機

〒395-0303

長野県下伊那郡阿智村駒場483

阿智村役場(代表) 0265-43-2220

【福祉】

補助制度名	内 容	備 考	担当課
高齢者等交通サービス事業	【対 象】 65歳以上一人暮らし・高齢者世帯、身体障害者手帳2級以上、療育手帳A1、A2の方、精神障害者手帳2級以上で交通手段のない方 【補助額】 役場からの距離によりタクシー利用券を交付 【条 件】 地区の民生委員を通じて交付申請が必要	阿智村福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
高齢者・障がい者に優しい住宅改修事業	【対 象】 ・高齢者：65歳以上で要介護認定をうけた方のうち、前年の所得税額が8万円以下の世帯 ・障がい者：65歳未満の身体障害者手帳1～3級所持者で前年の所得税額が8万円以下の世帯 ※身体障害者手帳4～6級の方は独居か常時介護する人がいないなど特別な支援が必要な方 ※改修前にご相談ください。 【補助額】 限度額70万円（自己負担額を含む） 【条 件】 対象者の方の身体状況、居住環境、家族との関係及び世帯の事情を総合的に考慮して決定します。	地域福祉総合助成金交付事業	民生課 (福祉係)
補装具の交付・修理	【対 象】 身体障害者手帳をお持ちの方、難病の認定を受けている方 【補助額】 基準額の原則9割 【条 件】 所得制限あり。障がいに応じて補装具の種類が決められています。補装具によっては県リハビリテーションセンターによる判定が必要。65歳以上の方は、原則介護保険が優先。※購入前にご相談ください。	障害者総合支援法	民生課 (福祉係)
日常生活用具の支給	【対 象】 身体障害者手帳1～2級及び3級4級の一部、難病の認定を受けている方 【補助額】 基準額の原則9割 【条 件】 所得制限あり。用具の種類は障がいの内容・等級によって決められています。 ※購入前にご相談ください。	阿智村日常生活用具給付事業実施要綱	民生課 (福祉係)
障がい者自立支援扶助金	【対 象】 障がい福祉サービスを利用されている方 【補助額】 本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で扶助 【条 件】 扶助金交付申請が必要 本人収入が96万円以上の場合は対象外	阿智村介護扶助金等交付要綱	民生課 (福祉係)
児童医療費等助成事業	【対 象】 18歳未満で医師の診断により、医療保険適用外の治療又は補装具の装用が必要とされている方 【補助額】 医療保険適用外の治療及び障害者総合支援法等の適用外となる補装具を装用する児童について、治療に要した費用・補装具の購入費を助成 【条 件】 治療費は7割（ただし、年間50万円を限度とする） 補装具は基準額の原則9割	阿智村児童医療費等助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
小児慢性疾患等通院交通費等助成事業	【対 象】 18歳未満の児童で育成医療給付事業または小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者 【補助額】 通院に要した有料道路通行料・電車バス賃の5割・宿泊を必要とする場合の宿泊費1泊4,000円限度、食事なしを助成（年間合算して5万円を限度とする） 【条 件】 障害者手帳による割引や他の助成を受けることができる場合は対象外	阿智村小児慢性疾患等通院交通費等助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
軽度・中等度 難聴児補聴器 購入助成事業	【対 象】 18歳未満で、両耳の聴力レベルが70db未満で身体障害者手帳の交付対象外の方。専門医により補聴器の装用が必要と診断されている方 【補助額】 基準額又は実際の購入費のいずれか低い額の3分の2 【条 件】 所得制限あり	阿智村軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業要綱	民生課 (福祉係)
ホームヘルパー研修受講 支援事業	【対 象】 ホームヘルパー養成講座初任者研修受講者 【補助額】 受講料の半額を助成 限度額4万円 【条 件】 村内福祉事業所勤務または、家庭介護目的とする方。 ※先に交付申請が必要です	阿智村訪問介護員（ホームヘルパー）研修受講支援補助金交付要綱	民生課 (福祉係)
特別児童 扶養手当	【対 象】 精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童を監護している方 【補助額】 ・1級該当児童(1人につき)月額5万2,200円 ・2級該当児童(1人につき)月額3万4,770円 ※障害者手帳の等級とは異なります。 【条 件】 申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 日本国内に住所がないとき、障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき、児童が児童福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	民生課 (福祉係)
阿智村要支援 者用自家発電 機等購入補助	【対 象】 常に電源を必要とする医療機器等を使用している方がいる世帯の世帯主 【補助額】 自家発電機等購入価格の2分の1以内（上限額5万円） 【条 件】 対象の者が同一世帯の一員で、税金等の滞納が無い世帯であること	阿智村要支援者用自家発電機等購入補助金実施要綱	民生課 (福祉係)
その他	上記以外にも、高齢者、障がい者・障がい児の方を対象とした補助制度があります。対象者や条件などは障がいの内容や状況によって異なるため掲載しきれませんが、何かお困りのことなどありましたら、民生課福祉係（電話43-2220（内線225））までお問い合わせください。		民生課 (福祉係)

【医療】

福祉医療費	【対 象】 現物給付 0歳から18歳年度末までの子ども 自動給付 障がい者、母子・父子家庭の親 【補助額】 現物給付 窓口負担無料 自動給付 レセプト1件あたり300円を控除した額 【条 件】 一部所得制限あり、受給者証の交付申請が必要	阿智村福祉医療費支給条例	民生課 (保健係)
後期高齢者医療 人間ドック・ 脳ドック補助	【対 象】 長野県後期高齢者医療の被保険者 【補助額】 検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円 【条 件】 補助金交付申請が必要	阿智村後期高齢者健康診査事業補助金交付要綱	民生課 (保健係)
後期高齢者 医療制度	高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係までお問い合わせください。	高齢者の医療の確保に関する法律	民生課 (保健係)
国民健康保険 人間ドック・ 脳ドック補助	【対 象】 阿智村国民健康保険の被保険者 【補助額】 検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円 【条 件】 補助金交付申請が必要	阿智村国民健康保険健康診査事業補助金交付要綱	民生課 (保健係)

補助制度名	内 容		備 考	担当課
国民健康保険		高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。また、子どもが生まれたときには出産育児一時金、被保険者の方が亡くなったときには葬祭費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係までお問い合わせください。	国民健康保険法	民生課 (保健係)
不妊症の 治療費補助	【対 象】 【補助額】 【条 件】	阿智村に住所を有する夫婦 年度ごとに要した治療費を50万円を限度に補助 不妊症に係わる保険外適用の治療や検査が対象、補助金交付申請が必要	芽ばえ支援事業 実施要綱	民生課 (保健セン ター係)

【介護】

家庭介護者 休養支援事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	家庭で介護度3以上の高齢者等を介護している方 介護者一人当たり年額12万円を限度とし慰労金を支給 1ヵ月当たり1万円で、基準日（1月1日及び7月1日） において対象となる月数を乗じた額 対象となる高齢者等を家庭で介護していることについて、 担当ケアマネ等の証明が必要	阿智村家庭介護 者休養支援事業 実施要綱	民生課 (福祉係)
阿智村介護扶助 金等交付事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	介護保険サービスを利用している方 本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で自 己負担額を扶助します。 本人収入額が96万円未満であること 介護扶助金対象確認申請が必要	阿智村介護扶助 金等交付要綱	民生課 (福祉係)
家族介護支援 事業（介護用 品支給）	【対 象】 【補助額】 【条 件】	要介護度4・5で在宅サービスを利用している方を介護し ている家族 紙おむつなどの介護用品代を年間7万5,000円まで補助 住民税非課税世帯	介護予防・地域 支え合い事業実 施要綱	民生課 (福祉係)
阿智村生活支 援住宅改修費 補助事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	要介護認定を受けていない65歳以上の方 改修費の9割補助、ただし上限額は20万円（住宅改修費 の対象は介護保険制度と同様） 住民税非課税世帯で村税等の未納がない方	阿智村生活支援 住宅改修費補助 金交付要綱	民生課 (福祉係)
介護保険		介護保険を利用している方には、高額介護サービス費や住 宅改修費・福祉用具購入費を支給します。申請が必要で すので詳しくは民生課福祉係までお問い合わせください。	介護保険法	民生課 (福祉係)

【健康増進】

女性のがん検診 料金助成事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	前年度並びに当該年度の村の検診を未受診、もしくは、 前年度に助成を受けていない次の方 乳がん 40～60歳 子宮頸がん 20～40歳 病院で個別に受診する子宮頸がん、乳がん（マンモグラ フィー）検診の検診料金から村の検診の自己負担分を控 除した額 乳がん 償還払い、補助金交付申請が必要 子宮頸がん 事前に医療機関で使用する受診券を 交付（保健師まで連絡）	阿智村女性のが ん検診料金助成 事業実施要綱	民生課 (保健セン ター係)
-------------------	-------------------------	---	------------------------------	----------------------

補助制度名	内 容	備 考	担当課
トリプルA サポート事業	【対 象】 阿智村民で構成する地域において自主的に健康づくりを実施する概ね10人以上の団体 【補助額】 指導料実費（1回につき5,000円を限度） 年間12回まで 【条 件】 他の補助金等が交付されている団体は除く 補助金交付申請が必要	トリプルAサ ポート事業補助 要綱	民生課 (保健セン ター係)

【予防接種】

インフルエンザ 予防接種	【対 象】 阿智村に住所を有し、月齢6ヶ月以上、高校生世代までの方 【補助額】 13歳未満は当該年度2回まで、接種料から1回目は2,000円を、2回目は1,000円を控除した額。13歳以上は、当該年度1回まで、接種料から2,000円を控除した額 【条 件】 村外の医療機関で接種した場合は、補助金交付申請が必要	阿智村インフル エンザ予防接種 事業実施要綱	民生課 (保健セン ター係)
-----------------	--	------------------------------	----------------------

【子育て】

出産祝金	【対 象】 阿智村に住所を有する方で平成20年4月1日以降に出産された方 【補助額】 1子につき5万円を支給 【条 件】 支給申請が必要	阿智村出産祝金 給付事業実施要 綱	民生課 (福祉係)
児童手当	【対 象】 阿智村に住所を有し、15歳以下のお子さんを養育している方（公務員の方を除く） 【補助額】 お子さんの人数・年齢などによります 【条 件】 ・申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 ・公務員の方は勤務先にご確認ください。	児童手当法	民生課 (福祉係)
妊婦健康診査 補助	【対 象】 阿智村に住所を有し、母子手帳の交付を受けた方 【補助額】 妊婦健診に要した基本的な費用 【条 件】 基本14回、追加5回、超音波4回分。里帰り出産等で受診券を使用しなかった方は補助金交付申請が必要	阿智村妊婦健康 診査補助事業実 施要綱	民生課 (保健セン ター係)
産後健康診査 補助	【対 象】 阿智村に住所を有する出産後の方 【補助額】 産後健診2回まで、1回あたり5,000円（受診券） 【条 件】 産後2週間及び産後1か月	母子保健医療対 策総合支援事業 実施要綱	民生課 (保健セン ター係)
授乳・育児相 談助成	【対 象】 阿智村に住所を有し、出産の日から1年6か月以内の者 【補助額】 1回2,000円 補助券3枚 【条 件】 村が委託した病院、助産院に限る。	阿智村授乳・育 児相談助成事業 実施要綱	民生課 (保健セン ター係)
産後ケア (宿泊型)事業	【対 象】 阿智村に住所を有し、産婦及び生後1年未満の子であって、母親の身体的ケアや育児の具体的な指導等が必要な者 【補助額】 上限1日2万7,000円まで。最大7日補助 双子以上の場合加算あり 【条 件】 宿泊先は村が委託した病院、助産院に限る。	阿智村産後ケア 事業（宿泊型） 実施要綱	民生課 (保健セン ター係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
児童扶養手当	【対 象】 阿智村に住所を有し、父母の離婚などにより、子ども（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童）を養育しているひとり親家庭等 【補助額】 所得やお子さんの人数などにより異なります 【条 件】 申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 日本国内に住所がないとき、老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、手当は支給されません。	児童扶養手当法	民生課 (福祉係)

【定住】

定住促進のための住宅新増改築等支援金 【若者定住支援金】	【対 象】 支援金の交付申請時において本人又は夫婦いずれかが41歳未満の方 【補助額】 上限額 新築 100 (120) 万円 増改築 50 (70) 万円 住宅用地・中古住宅取得 100万円 高齢化率40%以上の集落に新築の場合上限額+30万円	定住促進のための住宅新増改築等支援金交付要綱	協働活動推進課 (定住促進係)
定住促進のための住宅新増改築等支援金 【集落定住支援金】	【対 象】 支援金の交付申請時において本人又は夫婦いずれかが41歳以上51歳未満の方。 なお、集落維持活動支援金交付要綱の対象集落（高齢化率が40%以上の集落）へ定住しようとする者はこの限りではない 【補助額】 上限額 新築 50 (70) 万円 増改築 25 (45) 万円 住宅用地・中古住宅取得 70万円 高齢化率40%以上の集落に新築の場合上限額+30万円	定住促進のための住宅新増改築等支援金交付要綱	協働活動推進課 (定住促進係)
定住促進のための住宅新増改築等支援金 【共通】	【対 象】 ・対象住宅に定住の意思が認められること ・不動産登記法に定める所有権の権利者として記録されている者で当該費用を負担した者であること 【補助額】 ・補助率 建築費の1/10 宅地、中古住宅取得費の1/3 ・上限額の()内は村内事業者との請負契約により建築工事を施工した場合、又は、建築に係る2業種以上で村内事業者が工事を施工しその建築工事費が100万円以上かつ1業種が30万円以上の場合 【条 件】 ・新築工事費は1000万円以上 ・増改築費は300万円以上 ・住宅用地取得は200㎡以上取得した者、取得後1年以内に着工するものを対象 ・支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付認定申請が必要 [工事着工前、契約締結前] ・事業完了後、それぞれに定める日から90日以内に支援金交付申請が必要 ・交付決定日から10年未満の間に転居転出等により居住しなくなったときは年数に応じ支援金を返還するものとする	定住促進のための住宅新増改築等支援金交付要綱	協働活動推進課 (定住促進係)

補助制度名	内 容		備 考	担当課
ぬくもりの 田舎暮らし 推進事業 補助金	阿智村空家情報活用制度要綱に基づいて空き家登録した物件に対する経費が対象。		ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
	所有者	【対 象】 家財道具等の運搬及び処分・屋内の清掃 【補助額】 上限20万（10分の10） 【条 件】 同じ建物について1回のみとする		
	定住者	【対 象】 台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修 【補助額】 上限75万（2分の1） 【条 件】 5年未満の間に転居、転出等により居住しなくなったときは年数に応じ支援金を返還するものとする		
Ｉターン 受け入れ集落 支援金	【対 象】 村外からの移住者（Ｉターン）を迎え入れた集落 【補助額】 Ｉターンを迎え入れた集落に対し、1世帯3万円を限度に交付 【条 件】 高齢化率が40％以上の集落。住民登録日から90日以内	【対 象】 村外からの移住者（Ｉターン）を迎え入れた集落 【補助額】 Ｉターンを迎え入れた集落に対し、1世帯3万円を限度に交付 【条 件】 高齢化率が40％以上の集落。住民登録日から90日以内	Ｉターン受け入れ集落支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
住宅リフォーム 促進事業補 助金	【対 象】 村内の自ら居住する住宅（居住部分）のリフォーム 【補助額】 工事費用20万円以上のリフォームに対し10万円うち2万円を村内店舗で使用可能な商品券・ポイントにて交付することも可。その際は、千円分のプレミアムを加算。 【条 件】 村内事業者の工事が対象	【対 象】 村内の自ら居住する住宅（居住部分）のリフォーム 【補助額】 工事費用20万円以上のリフォームに対し10万円うち2万円を村内店舗で使用可能な商品券・ポイントにて交付することも可。その際は、千円分のプレミアムを加算。 【条 件】 村内事業者の工事が対象	阿智村住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱	地域経営課（商工係）
ＵＩＪターン 就業・創業 移住支援事業 補助金	【対 象】 ・東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者 ・10年間の間上記地区に累計5年間居住し、かつ就業していた者 ・県が開設した求職者対象のインターネットサイトから就職した者 【補助額】 単身者 60万円・世帯 100万円 【条 件】 ・5年以上継続して居住する意思のある者 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること ・5年間以内に辞職、又は転出した場合に支援金の返還あり	【対 象】 ・東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者 ・10年間の間上記地区に累計5年間居住し、かつ就業していた者 ・県が開設した求職者対象のインターネットサイトから就職した者 【補助額】 単身者 60万円・世帯 100万円 【条 件】 ・5年以上継続して居住する意思のある者 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること ・5年間以内に辞職、又は転出した場合に支援金の返還あり	ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
阿智村 賃貸住宅建設 支援金	【対 象】 村内に賃貸住宅を建設する個人又は法人 【補助額】 賃貸住宅の本体工事費の10分の1、又は戸数×30万～50万の合計額とくらべ低い方の額を支援 【条 件】 ・1棟4戸以上の賃貸住宅の新築 1戸あたり18㎡以上 ・1戸に台所、トイレ、玄関、浴室が含まれていること ・すべての戸において賃貸契約を締結すること	【対 象】 村内に賃貸住宅を建設する個人又は法人 【補助額】 賃貸住宅の本体工事費の10分の1、又は戸数×30万～50万の合計額とくらべ低い方の額を支援 【条 件】 ・1棟4戸以上の賃貸住宅の新築 1戸あたり18㎡以上 ・1戸に台所、トイレ、玄関、浴室が含まれていること ・すべての戸において賃貸契約を締結すること	阿智村賃貸住宅建設支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）

[環境]

住宅等太陽光 発電システム 設置補助金	【対 象】 住宅等太陽光発電システム設置経費 【補助額】 設置するシステムの出力1Kwあたり5万円（上限20万円） 【条 件】 ・太陽電池の最大出力10Kw未満のシステム ・自ら居住する住宅及び事業等に供給する施設 ・電力会社との余剰電力の販売契約の締結 ・村内に住所を有し、村税等滞納していないこと	住宅等太陽光発電システム設置補助金交付要綱	生活環境課（環境係）
---------------------------	--	-----------------------	------------

補助制度名	内 容	備 考	担当課
環境に優しい住宅設備導入補助金	【対 象】 村内の住宅や事務所を有する法人等が導入する薪ストーブ・ボイラー、ペレットストーブ・ボイラー、竹ボイラー、太陽熱温水器（一体型、分離型） 【補助額】 設備導入経費の1/3以内 （上限 ボイラー20万円、ストーブ10万円、太陽熱温水器の一体型5万円、分離型10万円） 【条 件】 ・一つの設備導入に1回限り ・設置場所が村内で、村税等滞納していないこと	阿智村環境に優しい住宅設備導入補助金交付要綱	生活環境課（環境係）
薪割機購入補助金	【対 象】 村内に住所がある者又は事務所を有する法人等 【補助額】 購入経費の1/3（上限5万円） 【条 件】 ・自家用に購入する薪割機 ・過去にこの補助金を受けていないこと ・村税等滞納していないこと	阿智村薪割機購入補助金交付要綱	生活環境課（環境係）
生ごみ処理機器補助金	【対 象】 生ごみ処理機器（粉碎処理方式は除く） 一般家庭：村内に居住 旅館業者等：村内の旅館業者等 【補助額】 購入価格の1/2 （上限 一般家庭：3万円、旅館業者等：200万円） 【条 件】 ・生ごみ処理機器の価格が4万円以上のもの（コンポスト制限なし） ・購入した機器の領収日から4ヶ月以内に申請すること ・一般家庭：村税等の滞納がないこと この補助を受けて5年を経過しない場合は対象外 ・旅館業者等：1回限りとし、事前協議が必要で村税等の滞納がないこと	阿智村生ごみ処理機器補助金交付要綱	生活環境課（環境係）
廃棄物集積施設設置事業補助金	【対 象】 1部落以上の集落単位で設置する紙製容器包装・ペットボトル等の資源回収施設（更新事業可） 【補助額】 事業費の8/10以内（上限30万円） 【条 件】 おおむね3.3㎡以上の施設	阿智村廃棄物集積施設設置事業補助金交付要綱	生活環境課（環境係）
合併処理浄化槽設置整備事業補助金（浪合地区を除く）	【対 象】 専用住宅等に設置する合併処理浄化槽（浪合地区を除く） 【補助額】 設置費用相当額とし、限度額は以下のとおり 専用住宅、住宅兼事業所、集会所 5人槽 891千円、6～7人槽 1,001千円、8人槽～ 1,155千円 事業所 5人槽 442千円、6～7人槽 552千円、8～10人槽 730千円、11～20人槽 1,252千円、21～30人槽 1,962千円、31～50人槽 2,716千円、51人槽～ 3,100千円 【条 件】 処理能力 BOD除去率95%以上、放流水のBOD 10mg/L以下 T-N除去率60%以上、放流水のT-N 20mg/L以下 設置基準 住宅の延べ床面積、処理人員により異なります	阿智村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	生活環境課（環境係）

補助制度名	内 容		備 考	担当課
浪合地区 合併処理浄化 槽設置整備事 業補助金	【対 象】	浪合地区の専用住宅に設置する合併処理浄化槽	阿智村浪合地区 合併処理浄化槽 設置整備事業補 助金交付要綱	生活環境課 (環境係)
	【補助額】	設置費用相当額とし、限度額は以下のとおり 専用住宅 5人槽 735千円、6～7人槽 923千円、 8～10人槽 1,181千円、11人槽以上 別に定める		
	【条 件】	処理能力 BOD除去率90%以上、放流水のBOD 20mg/L以下 設置基準 住宅の延べ床面積、処理人員により異なります		

[水道]

阿智村水道 未普及対策事 業補助金	【対 象】	個人又は共同施工により、表流水又は地下水を取得する施設の設置に要する費用（ただし、当該費用が5万円に満たない場合は除く）	阿智村水道未普 及対策事業補助 金交付要綱	生活環境課 (水道係)
	【補助額】	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（1世帯当たり上限50万円）		
	【条 件】	・村内の水道未普及地域（村の指定する地域）に居住、もしくは居住を希望し、村長が特に認めた世帯 ・村税等村への納付金を滞納していない世帯 ・前々年度以降に、この補助金を受けていない世帯		

[農業]

遊休荒廃農地 対策事業	【対 象】	団体または個人	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
	【補助額】	(復旧) 3万円/10a (復活) 10万円/10a以内		
	【条 件】	復旧計画に基づく農産物の耕作に要する経費や抜根・刈り払い等、農地の復旧・復活のための経費の一部(復旧)5a以上で5年間耕作すること(復活)1a以上で5年間耕作すること		
新規就農者 支援事業	【対 象】	村内、もしくは新たに村内に住居を設け居住する方	阿智村新規就農 者支援資金貸付 要綱	建設農林課 (農政係)
	【補助額】	150万円以内		
	【条 件】	55歳以下かつ、新規に就農する者で3年以内に認定農業者になろうとする方		
振興作物栽培 者支援事業	【対 象】	阿智村産の完熟堆肥（あち有機いきいき）を利用する有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
	【補助額】	雨よけハウスのかん水・棚資材費、種苗費（原則 事業費の1/2以内で100万円以下）		
	【条 件】	村の推進する振興作物を販売目的で新規栽培に取り組む場合 ※振興作物…キュウリ、アスパラ、スイートコーン、 トマト、ミョウガ、リンゴ、梨 他（ご連絡ください）		
特産品産地形 成振興事業	【対 象】	有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
	【補助額】	毎年種苗費の1/2		
	【条 件】	村内加工業者の需要が高い特産品の原料 (加工トマト、菊芋、ニンニク、ヤーコン)		
特産品産地形 成振興事業	【対 象】	有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
	【補助額】	阿智村産の完熟堆肥購入費用の一部補助		
	【条 件】	村長の定める額		

補助制度名	内 容	備 考	担当課
果樹減農薬 資材費補助	【対 象】 果樹農家 【補助額】 減農薬用資材費の20%補助 【条 件】 果樹栽培をしている農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
病気まん延防 止に要する伐 採経費	【対 象】 放置果樹園に隣接する果樹園経営者 【補助額】 業者委託した伐採経費の1/2 (搬出・処分経費を除く) 【条 件】 伐採する果樹園所有者の承諾を得ていること	阿智村農業振興 補助金交付要綱	建設農林課 (農政係)
果樹凍霜害対 策資材費補助	【対 象】 果樹農家 【補助額】 凍霜害対策資材費の50%補助 【条 件】 果樹栽培をしている農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
果樹共済 掛金補助	【対 象】 果樹農家 【補助額】 果樹共済掛金の20%補助 【条 件】 果樹栽培をしている農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
収入保険 掛金補助	【対 象】 農業者(個人・法人) 【補助額】 掛捨て掛金の30%補助 【条 件】 青色申告を行っていること	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
大豆・そば生 産振興事業 (価格補てん)	【対 象】 大豆・そばを販売する農家 【補助額】 価格補てん(1kg当たり150円以内) 【条 件】 出荷先は村の指定した業者	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
大豆・そば生 産振興事業 (コンバイン)	【対 象】 大豆・そばを販売する農家 【補助額】 コンバイン等利用経費補助(使用料の1/2以内) 【条 件】 村が指定した業者を利用した場合	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
畜産環境整備 事業	【対 象】 畜産農家 【補助額】 予算の範囲内で補助 【条 件】 畜産の環境改善を行うための畜舎消毒、糞尿対策、河川 汚染防止等これらの整備に要する経費	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
家畜防疫衛生 支援事業	【対 象】 畜産農家 【補助額】 対象経費の1/2以内 【条 件】 飯伊家畜畜産物衛生指導協会が取り扱うワクチンを指定 獣医師により接種したもの	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
村単 土地改良事業 ほ場整備事業	【対 象】 農地の所有者(耕作者) 【補助額】 事業費の60%以内 補助対象金額は10a当り30万円以内 【条 件】 ほ場面積が20a以上	阿智村土地改良 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (管理 建設係)
村単 土地改良事業 かんがい 排水事業	【対 象】 井水組合等(2戸以上) 【補助額】 事業費の80%以内で1箇所30万円以内 【条 件】 用排水路で共同して使用するもの	阿智村土地改良 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (管理 建設係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
村単 土地改良事業 暗渠排水事業	【対 象】 農地の所有者（耕作者） 【補助額】 事業費の80%以内で25万円以内 【条 件】 ・ほ場面積が5a以上 ・湧水等により作物及び作業効率等に支障のある農用地	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
村単 土地改良事業 かんがい用 ため池改修事業	【対 象】 井水組合等 【補助額】 事業費の80%以内で1箇所30万円以内 【条 件】 かんがい用ため池で共同して使用するもの	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）

【林業】

森林造成推進事業	【対 象】 森林所有者又は林業者の組織する団体 【補助額】 県が査定した事業費の20/100以内 ただし、個人負担額を上限とする 【条 件】 森林経営計画が樹立された森林であること 森林づくり県民税対象事業ではないこと	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
松くい虫防除対策事業	【対 象】 松所有者 【補助額】 薬剤購入費1/2(千円未満切捨て) 【条 件】 1箇所の事業費上限5万円	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
地元施行支障木伐採等事業（松枯損木）	【対 象】 集落又は自治会が行う、補助対象とならない防災上危険な松枯損木等の伐採にかかる経費 【補助額】 対象経費の5/10（上限20万円） 【条 件】 集落又は自治会と所有者が伐採等に合意していること	阿智村地元施行支障木伐採等補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
造林作業路開設事業	【対 象】 森林所有者、森林組合、生産森林組合 【補助額】 事業費の5/10以内 上限50万円 【条 件】 林内作業車が走行できる幅1.5m以上の作業路開設	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
竹林整備事業	【対 象】 竹林所有者 【補助額】 30,000円/10a 【条 件】 竹の間隔はおおむね1mとし、間伐した竹は全て竹林から搬出すること	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）

【有害鳥獣】

有害動植物防除対策事業	【対 象】 集落・農業者団体等 【補助額】 電気柵やトタンによる有害獣の防除対策に要する経費を1/2補助 事業費上限 個人：15万円 団体：30万円 【条 件】 共同設置を原則とする	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
有害獣大規模防護柵設置事業	【対 象】 設置の条件を満たして防護柵設置後の維持管理ができる地区 【補助額】 大規模防護柵の設置推進の為に伐採費50円/㎡ 【条 件】 受益戸数3戸以上、面積0.5ha以上	阿智村有害獣大規模防護柵設置要綱	建設農林課（農政係）

補助制度名	内 容	備 考	担当課
有害駆除従事者資格取得等補助金	【対 象】 新規に狩猟免許を取得した者及び有害駆除従事のための資格講習を受けようとする狩猟免許所持者 【補助額】 ・新規取得者：手数料納付額 ・狩猟免許所持者：領収書記載の額 【条 件】 有害駆除従事者の意思があること	阿智村有害駆除従事者資格取得等補助金交付要綱	建設農林課（林務係）

[村道・農道]

村単土地改良事業 農道等整備事業	【対 象】 村道、農道、林道の拡幅改良（側溝整備含む）、及び、村道、農道、林道の簡易舗装をされる団体等 【補助額】 事業費の80%以内で50万円以内 【条 件】 農林道は共同で使用する幅員1.5m以上のもの	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
道路用地 地元補助	【対 象】 地元（自治会等） 【補助額】 地目により固定資産税評価額を基準に算定 【条 件】 道路用地として土地等を提供していただいた所有者に対して、地元（自治会等）が補償した場合	村道新設改良及び維持管理規程	建設農林課（管理建設係）
日陰地等 立木補償	【対 象】 地元（自治会等） 【補助額】 長野県が定める補償基準額の1/2以内 【条 件】 ・村道の維持管理及び交通安全上支障となる立木を地元（自治会等）で伐採したもの ・事前に実施計画書及び権利者の同意書を提出	村道新設改良及び維持管理規程 阿智村地元施行支障木等補償金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
地元除雪費 補助	【対 象】 地元（自治会等） 【補助額】 村長が1時間あたりに定めた金額 【条 件】 地元（自治会等）が共同して行う道路の除雪に要する機械の使用料（損料・燃料）	阿智村地元施工除雪費補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
地元道路等 維持費補助	【対 象】 地元（部落、井水組合等） 【補助額】 ・油圧ショベル類使用料 半日5,000円 オペレーター代 半日2,000円 ・ホールローダ類使用料 半日5,000円 オペレーター代 半日2,000円 ・高所作業車使用料 レンタル料実費 オペレーター代 半日5,000円 ・2tダンプ使用料 半日2,000円 使用料には燃料代は含まれません 【条 件】 地元（部落・井水組合等）で道路・井水等の維持事業等を行う場合	阿智村地元施行道路等維持費補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）

[雇用]

企業人財確保 補助金	【対 象】 村内に住所を有する企業 【補助額】 求人のための映像作成費の2分の1以内（上限10万円） 求人広告の出稿費または就職情報サイト利用料の2分の1以内（上限5万円） 【条 件】 村税等村への納付金を滞納していないこと	阿智村企業人財確保補助金交付要綱	地域経営課（観光係）
---------------	--	------------------	------------

【災害復旧】

補助制度名		内 容	備 考	担当課
果樹農業経営 助成事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	農協、農業者等 村長の定める額 災害時に対応できる共済加入に係る経費の負担(掛金の20%以内)や、凍霜害対策資材など果樹生産農家の経営の安定を図るための経費を補助	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
村単 災害復旧事業 災害復旧自営 工事	【対 象】 【補助額】 【条 件】	農地、農業用施設の管理者 事業費の90%以内 法の対象となる災害原因による、農地又は農業用施設災害1箇所の事業費が40万円未満(公共災害以外の箇所)	阿智村土地改良 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (管理建 設係)

【学校教育・社会教育】

就学援助費 支給制度	【対 象】 【補助額】 【条 件】	経済的な理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者 就学上必要な経費の一部を援助する 保護者の所得等により認定	阿智村就学援助 費支給要綱	教育委員会 (学校 教育係)
特別支援教育 就学奨励費	【対 象】 【補助額】 【条 件】	小・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者 家庭の経済状況等に応じ、就学上必要な経費の一部を援助する 所得制限あり	特別支援教育就 学奨励費支給要 綱	教育委員会 (学校 教育係)
心身に障がい を有する児童 生徒に係る 通学費 補助金	【対 象】 【補助額】 【条 件】	心身の障がいにより村外の学校への通学が必要な児童生徒の保護者 通学に要する交通費を一部補助 心身の障がいにより特別な事情があると、阿智村教育委員会が認めた児童生徒	心身に障がい を有する児童生 徒に係る通学費 補助金交付要綱	教育委員会 (学校 教育係)
英語検定受検 料助成事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	小中学校の児童生徒 英語検定受検料の1/2 助成金の申請が必要	学力検定受検料 助成事業実施要 綱	教育委員会 (学校 教育係)
入学資金 貸与制度	【対 象】 【補助額】 【条 件】	高等学校、短大、大学等入学者 入学時の一時に必要な資金について、高校の進学は20万円、専門学校、高専、短大、大学の進学は100万円を限度で貸与する ・経済的な理由で入学に必要な資金の調達が困難な人 ・所得制限あり	阿智村入学資金 貸与条例	教育委員会 (総務係)
阿智村家庭 学習のための 通信環境整備 補助金	【対 象】 【補助額】 【条 件】	家庭にインターネット環境がない阿智村立小中学校に在籍、村内に住所を有する児童生徒の保護者世帯 ※令和3年度小学校入学と転入世帯に限る。 1世帯あたり、1万円を上限に交付 各世帯において、光回線やLTE通信環境(モバイルルーター)のWi-Fi通信環境整備に係る費用(通信容量7G以上)	阿智村家庭学習 のための通信環 境整備補助金交 付要綱	教育委員会 (学校 教育係)

補助制度名	内 容		備 考	担当課
阿智村文化イベント補助金	【対 象】	団体	阿智村文化イベント補助金交付要綱	教育委員会 (公民館)
	【補助額】	文化交流事業に要する経費について、補助対象事業費の1/2以内		
	【条 件】	村民一般に対する文化イベント事業		
阿智村文化財保護事業補助金	【対象①】	・文化財保護法の規定による国の補助金の交付を受けた事業	阿智村文化財保護事業補助金交付要綱	教育委員会 (公民館)
	【補助額】	・当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額の10分の5以内の額		
	【対象②】	・文化財保護条例の規定による県の補助金の交付を受けた事業		
	【補助額】	・当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額の10分の5以内の額		
	【対象③】	・阿智村文化財保護に関する条例の規定による指定文化財の修理若しくは復旧等、及び教育委員会が必要と認める事業		
	【補助額】	・当該事業に要する経費のうち、教育委員会が認めた経費の10分の5以内の額		
		補助金限度額 200万円		

【防災】

阿智村耐震診断事業	【対 象】	木造住宅の(精密)耐震診断の費用	阿智村診断士による耐震診断事業実施要綱	総務課 (消防 防災係)
	【補助額】	全額補助(無料)		
	【条 件】	個人所有で昭和56年5月31日以前に着工された木造(在来工法)の住宅(長屋及び共同住宅を除く)		
阿智村耐震リフォーム事業	【対 象】	木造住宅の耐震リフォーム工事費	阿智村耐震リフォーム事業補助金交付要綱 阿智村木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱	総務課 (消防 防災係)
	【補助額】	耐震改修工事の1/2以内上限50万円。条件が合えば上乘せ有り		
	【条 件】	阿智村に住民登録し、居住し、かつ対象住宅を所有する者で村税等の滞納の無い方で、村内施工業者が施工する住宅		
がけ地防災対策工事補助	【対 象】	がけ地の所有者等	阿智村がけ地防災対策工事補助金交付要綱	建設農林課 (管理 建設係)
	【補助額】	工事費の10分の8以内、限度額50万円		
	【条 件】	崩壊により居住用の建築物に被害が及ぶおそれがあるがけ地		
地元防災対策立木伐採事業	【対 象】	地元(自治会・部落)	補助金限度額 20万円	建設農林課 (林務係)
	【補助額】	伐採委託料、運搬、処分費 5/10以内		
	【条 件】	・道路、水路、集会施設など公共性の高い施設の防災対策であること。 ・権利を有する者の同意が取られていること。		

補助制度名	内 容		備 考	担当課
阿智村コロナウイルス検査費用助成事業	【対 象】	阿智村が開催する成人式対象者のうち、飯田市及び下伊那郡以外（管外）からの出席希望者	阿智村新型コロナ ウイルス検査 費用助成事業実 施要綱	総務課 消防防災係
	【補助額】	検査料実費 P C R 検査1回 18,000円 抗原検査1回 8,000円 ※いずれも限度額		
	【対 象】	・ 阿智村に実家があり、管外に居住している学生で、阿智村へ帰省する者 ・ 阿智村に住所を有する者で、管外からの帰宅等をする者		
	【補助額】	(19歳以上の方) 検査実費 P C R 検査1回 9,000円 抗原検査1回 4,000円 ※いずれも限度額 (18歳以下の方) 検査実費 P C R 検査1回 18,000円 抗原検査1回 8,000円 ※いずれも限度額		
	【対 象】	・ 村内にある医療機関に勤務する者 ・ 村内にある「福祉施設」に勤務する者 ・ 阿智村に住所を有する者で「福祉施設」を利用する者 ・ 村内にある「福祉施設」において、当該福祉施設への訪問を依頼された、管外に居住する利用者の家族 ・ 通年合宿センター入所者の家族で、小中学校の行事、または、センター行事により、管外から阿智村へ来村する者	対象期間 令和3年9月30日 まで	
	【補助額】	検査料実費の2分の1 P C R 検査1回 9,000円 抗原検査1回 4,000円 ※いずれも限度額 ※「福祉施設」の定義 村内にある、老人福祉法または介護保険法に基づく社会福祉施設、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく社会福祉施設		

[自治会・部落]

自治会活動 支援金		自治会の活動に要する経費の一部、正副会長の活動に支援する他、自治会が行うモデル事業、美しいふるさとづくり事業、事務局活動に支援します。詳しくは協働活動推進課協働活動係までお問い合わせください。	自治会活動支援 金交付要綱	協働活動推 進課（協働 活動係）
集落維持活動 支援金	【対 象】	住民が自ら集落の再生、維持の事業を行う集落	集落維持活動支 援金交付要綱	協働活動推 進課（協働 活動係）
	【補助額】	対象経費の2/3を上限		
	【条 件】	・ 高齢化率が40%以上の集落 ・ 条件を満たさなくなった場合であっても、その後3年間は交付対象集落とみなす		

補助制度名	内 容	備 考	担当課
部落集会所等 新改築事業 補助金	【対 象】 共同利用することを目的とした集会施設の新築・増改築・改修・取得を行う集落 【補助額】 ・新築、取得の場合 世帯数20世帯まで 700万円 世帯数30世帯まで 750万円 世帯数40世帯まで 800万円 世帯数50世帯まで 850万円 世帯数60世帯まで 900万円 世帯数70世帯まで 950万円 世帯数80世帯超 1,000万円（上限） （集落維持活動支援金対象集落は50万円を増額） ・増改築、改修等の場合 事業費の1/2以内（集落維持活動支援金 対象集落は2/3以内）とし、130万円を限度 【条 件】 ・増改築、改修等の事業費は30万円以上 ・取得については、建物本体に必要な購入費及び改修費、 前集会所の解体費 ・身体障がい者等の利便向上の増改築、改修等は必要な 事業費	阿智村部落集会所等 新改築事業 補助金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）
地域広場設置 事業補助金	【対 象】 用地を確保し、新たに地域広場の設置を行い、自らが管理運営する1部落以上の集落 【補助額】 事業費の1/2以内 上限50万円 【条 件】 1施設の面積は264㎡ 以上	地域広場設置事業 補助金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）

【村づくり】

ふるさと交流 事業補助金	【対 象】 教育・文化・経済・観光等に係る親善及び交流を継続して実施する見込みのある5人以上の住民団体 【補助額】 対象経費の1/2以内 上限30万円 【条 件】 5人以上で組織される団体との交流事業	阿智村ふるさと 交流事業補助金 交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）
村づくり委員会 事業支援金	【対 象】 村民が自発的に行う村づくりの事業5人以上の村民の組織 【補助額】 予算の範囲内で支援 【条 件】 研究及び研修に要する経費に支援	21世紀村づくり 委員会事業支援 金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）

【商工観光業】

商工観光業振 興利子補給金	【対象資金】 ・阿智村不況対策特別資金 ・日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経） ・長野県経営健全化支援資金のうち次のいずれかのもの 経営安定対策 特別経営安定対策 新型コロナウイルス対策 【利子補給金額】 ・阿智村不況対策特別資金 年利2.0%以内を5年間 ・日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経） 年利3.0%以内を7年間 ・長野県経営健全化支援資金 年利2.0%以内を2年間	阿智村商工観光 業振興利子補給 金交付要綱	地域経営課（観光係） Tel43-2220 阿智村 商工会 Tel43-2241
------------------	--	-----------------------------	--

補助制度名	内 容		備 考	担当課
サテライト オフィス等 開設費用 補助金	【対 象】	村内へサテライトオフィス等を開設する事業者、又は、 村内に所在する物件をサテライトオフィス提供を目的に 整備をする所有者	阿智村サテラ イトオフィス等開 設費用補助金交 付要綱（新規）	地域経営課 （商工係）
	【使用料】	補助対象経費の1/2 上限300万円		
	【条 件】	村内に新たにサテライトオフィスを開設するための費用 の一部を補助 ・ 飯田下伊那区域内に所有する事務所を移転するもので ないこと。 ・ 村内の空き物件を購入または賃貸等する者であること ・ 開設するサテライトオフィス等において1人以上が就 労すること。 ・ 3年以上継続してサテライトオフィス等を使用するこ とを誓約できること。 など		
持続化応援 給付金	【対 象】	村の持続化給付金の支援の対象となっていないが、売上 上げが一定割合以上減少し経営に大きな影響が出ている事 業者	阿智村持続化応 援給付金給付要 綱（新規）	地域経営課 （商工係）
	【補助額】	法人50万円 個人事業者30万円		
	【条 件】	税の申告書で比較し一昨年と昨年の売上げが、3割以上減 少した事業者		
飲食店等 手洗い設備 改修支援 補助金	【対 象】	飲食店等食品衛生関係の許可を受け村内の店舗等で事業 を行っている事業者	阿智村飲食店等 手洗い設備改修 支援補助金交付 要綱（新規）	地域経営課 （商工係）
	【使用料】	補助率2/3 上限額1ヵ所あたり5万円		
	【条 件】	新型コロナウイルス感染拡大予防及び県食品衛生法施行条例の改 正へ対応するため、厨房の手洗い設備の改修に係る経費 の一部を補助		
雇用調整 助成金等 申請支援 補助金	【対 象】	村内の雇用調整助成金等を申請した村内の事業者	阿智村雇用調整 助成金等申請支 援補助金交付要 綱（新規）	地域経営課 （商工係）
	【使用料】	補助率1/2 上限額50万円		
	【条 件】	雇用調整助成金等の申請を、社会保険労務士等に委託し た際の経費の一部を補助		

【機械使用料等】

補助制度名	内 容		備 考	担当課
大豆 スレッシャー	【対 象】	村民で大豆を生産する個人・団体	阿智村大豆ス レッシャー貸付 規程	JA阿智 支所 TEL43-2225
	【使用料】	半日1,000円、1日2,000円（税別）		
	【条 件】	使用后、機械清掃し燃料を満タンで返却		
大豆選別機	【対 象】	村民で大豆を生産する個人・団体	阿智村大豆選別 機貸付規程	JA阿智 支所 TEL43-2225
	【使用料】	30kgまで500円、1kgごとに10円加算（税別）		
	【条 件】	使用后、機械清掃し燃料を満タンで返却		
大豆・そば コンバイン	【対 象】	村民で大豆・そばを生産する個人・団体	阿智村大豆・そ ばコンバイン貸 付規程	阿智村産業 振興公社
	【使用料】	8,000円/10a＋移動経費3,000円（税別）		
	【条 件】	使用后、機械清掃し燃料を満タンで返却		
大豆・そば 乾燥機	【対 象】	村民で大豆・そばを生産する個人・団体	阿智村大豆・そ ばコンバイン貸 付規程	阿智村産業 振興公社
	【使用料】	大豆 500円/1俵（60kg）（税別） そば 250円/1俵（22.5kg）（税別）		
	【条 件】	使用后、機械清掃し燃料を満タンで返却		
樹木粉砕機	【対 象】	村民で樹木粉砕する個人・団体	阿智村樹木・竹 粉砕機貸付規程	飯伊 森林組合 西部支所 TEL43-2107
	【使用料】	・径25cm以下：日額3,000円（2tトラック必要） ・径10cm以下：日額2,000円（軽トラック積載可） ※自治会、部落で実施する公共性の高い使用は村負担		
	【条 件】	営利目的でないこと。目的外使用は禁止。		
高温温風 乾燥機	【対 象】	阿智村特産物研究会員	特産物開発研究所・ 南信州機能性食品工 場御所の里使用規程	南信州機能 性食品工場 TEL47-2511
	【使用料】	1運転2万5,000円を減免する		
	【条 件】	機能性食品工場と調整を行い使用時期を決定する		
フリーズドラ イ乾燥機	【対 象】	阿智村特産物研究会員	特産物開発研究所・ 南信州機能性食品工 場御所の里使用規程	南信州機能 性食品工場 TEL47-2511
	【使用料】	1運転3万円を減免する		
	【条 件】	機能性食品工場と調整を行い使用時期を決定する		
相対流粉砕機	【対 象】	阿智村特産物研究会員	特産物開発研究所・ 南信州機能性食品工 場御所の里使用規程	南信州機能 性食品工場 TEL47-2511
	【使用料】	1運転2万円を減免する		
	【条 件】	機能性食品工場と調整を行い使用時期を決定する		
薪割機	【対 象】	阿智村住民及び団体	阿智村小型薪割 機貸出規程	生活環境課 TEL43-2220
	【使用料】	無償貸出（利用期間は1週間以内）		
	【条 件】	使用后、機械清掃し燃料を満タンで返却		

